# 国立大学法人信州大学繊維学部と京丹後市との 連携に関する協定書

国立大学法人信州大学繊維学部(以下「甲」という。)と京丹後市(以下「乙」という。)は、地域経済の発展に資するため、相互の連携・協力について次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携・協力のもと、産業振興、人材育成及び学術研究に寄与することを目的とする。

### (連携・協力事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。
  - (1) 地域産業振興、新産業創出に関すること。
  - (2)教育、文化及び人材育成に関すること。
  - (3) 高機能性シルク等各種学術研究に関すること。
  - (4) インターンシップ等現地学習に関すること。
  - (5) 施設の利用に関すること。
  - (6) その他甲と乙が必要と認めること。

# (連携協議会)

- 第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。
- 2 連携協議会は、連携・協力する事業の円滑かつ効率的な実施や改善を適宜行うも のとする。

#### (有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定 の有効期間満了の3カ月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解約・変更の 申し出がない場合は、自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

# (協議)

第5条 この協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は、この協定書に定め のない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。 本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年11月7日

甲 長野県上田市常田 3 - 15 - 1

国立大学法人信州大学

繊維学部長

乙 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市長